

企業の挑戦、応援します。

「企業誘致加速大作戦」第2弾！

「稼げるまち」から「彩りあるまち」「安らぐまち」の実現に向け、そのエンジンとなる企業誘致をさらに加速させていくため、『企業誘致加速大作戦 第2弾』に取り組みます！

Mission 1 データセンター誘致の強化

📌 日本初！最大6年度分の税制優遇措置をスタート！
専門の誘致担当課長を設置！

爆発的に需要が増加するデータセンター等の誘致を強力に推し進めるため、北九州市独自のインセンティブを新設し、専門の誘致ラインにより誘致活動に取り組む。

(1) 税制優遇措置のポイント

➤ 地域未来投資促進法に定める「地域経済牽引事業者」が行う、以下の事業を対象として、固定資産税を課税免除します。

A 産業用地の開発

・開発行為が完了した土地について、3年度分の固定資産税を課税免除

B 事業用施設の整備

・新築された家屋、構築物及びその敷地(土地)について、3年度分の固定資産税を課税免除

⇒ 最大6年度分の固定資産税を課税免除

《施行日》 令和8年4月1日

(2) データセンター誘致担当課長の設置

➤ 用地/インフラ/誘致一体の迅速・効果的な誘致体制として、企業誘致部に「データセンター誘致課長」を設置しました（課長1名・係長2名）。

Mission2 自動車産業の集積

- ☞ 首都圏のサプライヤー企業や従業員へ北九州市をPR！
生産拠点の集約等に伴う従業員の移住支援を開始！

国内サプライチェーン再構築の動きに合わせ、首都圏での説明会開催など、誘致活動を強化するとともに、従業員の移住まで支援し、さらなる自動車産業の集積に取り組む。

(1) 首都圏のサプライヤー企業や従業員(家族)への誘致活動を強化

- 動画などのコンテンツの作成や SNS を活用した PR、特別サイトの開設
- 首都圏での説明会開催や相談窓口の設置といったシティプロモーションの実施
- 北九州市の魅力を体感できるイベントの実施

(2) 移住支援制度の要件の拡充

- 生産拠点の集約等により市外から移住する従業員への住宅取得等費用の支援
【補助額】 持ち家：最大50万円、賃貸：最大20万円

Mission3 サービス・コンテンツ産業へのチャレンジ

- ☞ 新たな産業分野の誘致へ！

産業の厚みと若者等の働く場における選択肢の増加を目指し、サービス・コンテンツ産業にチャレンジするため、専属の誘致ラインを新設します。

(1) サービス・コンテンツ産業誘致担当ラインの新設

- 新たな産業分野の誘致に取り組むため、企業誘致課に「サービス・コンテンツ産業誘致ライン」を新設しました(係長1名)

(2) 想定する分野

- エンタメ関連産業、宿泊関連産業、商業・サービス業など

Mission4 誘致基盤の強化

- ☞ 地域未来投資促進法を活用した民間産業用地開発を加速！

● 取組をさらに加速させるため

- ・「学術研究都市周辺」を民間産業用地開発の募集エリアに追加
- ・民間開発に対する他都市に例のない「固定資産税」の税制優遇措置を創設【再掲】

● エリア拡大と北九州市独自の税制優遇措置により、次世代を担う産業の集積を推進！

(1) 学術研究都市周辺を開発募集エリアに追加

北九州学術研究都市では先端企業、研究機関などの立地が進む一方で、その周辺部の産業用地が不足 → 産業用地を創出するため、「学術研究都市周辺」で募集エリア追加

新規追加エリア：**学研周辺エリア** 学術研究都市から概ね3km 圏内

(2)【再掲】固定資産税の税制優遇措置を創設
 最大6年度分の固定資産税の課税免除を行う

<民間開発募集エリア>



【問い合わせ先】

- 全体に関すること:宇野(課長)、田口(係長)
- Mission1(2)に関すること:柿野(課長)、高井良(係長)
- Mission2(1)に関すること:宇野(課長)、池田(係長)
- Mission3に関すること:宇野(課長)、松原(係長)
- Mission4に関すること:柿野(課長)、恒川(係長)
電話:093-582-2065(産業経済局企業誘致課)
- Mission1(1)に関すること:佐藤(課長)、芦屋(係長)
電話:093-582-2030(財政・変革局税制課)
- Mission2(2)に関すること:秋山(課長)、平澤(係長)
電話:093-582-2288(都市戦略局住まい支援室)